

住民監査請求（市長訪米関連費用支出）監査結果について（概要）

平成25年10月22日付けで提出された住民監査請求について、別添のとおり決定し、請求人に通知しました。

第1 請求の受付

1 請求の要旨

(1) 橋下徹大阪市長は平成25年6月に市長として米国視察に行く予定であった。

しかし、慰安婦問題や沖縄の米海兵司令官に対して女性蔑視発言をしたことに対し、日本及び米国を含む世界中から強く非難や抗議をされた。

また米国からは橋下市長がアメリカに来ることに反対の声が大きくなり、日本の世論の批判の中で橋下市長は訪米を断念せざるを得なくなった。

そのため橋下市長の訪米計画は取り消され、視察のための飛行機や宿泊などの予約契約はキャンセルとなった。

キャンセル料54万円余～69万円余は既に本年7月か8月に市より業者に支払われている。

(2) ところで、市長が訪米視察を中止したのは、ひとえに橋下市長の記者会見での発言内容から「慰安婦は必要だった」と自説を展開固執し、また米国国防省を呆れさせ、普天間基地司令官をも金縛りにした「海兵隊の為に もっと日本の風俗を活用して」との発言をしたことが原因である。このような人権侵害と非礼な発言と傲慢な態度が、国内外そして訪問予定先の米国に怒りを生じさせ、受け入れはできないと言われたからである（この点は米国の関係先から来訪を拒否するとの書面が市に来ている）。これは橋下市長個人がその違法不当な言動により市の訪米視察計画を潰したものである。即ち橋下氏の不法行為により訪米企画を破壊して何の益もないキャンセル料を支払わせてしまったのであるから、市は不法行為者たる橋下に対して市の蒙った被害の弁償を請求しなければならない。しかし市はその請求をせず放置している。

橋下市長の破廉恥な言動の事実認定とその評価に基づき、賠償請求をすることを求めて監査請求をする。

(監査委員注記： 請求の要旨は要点を記載し、事実証明書の内容は省略した。)

2 請求の受理

- ・ 本件請求は、市長の記者会見での発言（以下「本件発言」という。）により、同年6月に予定していた市長の米国視察が中止となったことにより、不法行為に基づく航空賃やホテル代などのキャンセル料相当額の損害が本市に発生しているにもかかわらず、本市職員が請求権の行使を行うなど何らの対応も行っていないことが、違法に財産（債権）の管理を怠る事実にあたるとしてなされたものと解され、法第242条の要件を満たしているものと認め、受理することとした。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

- ・ 市長の米国視察が中止となったことによる航空賃やホテル代などのキャンセル料相当額について、市長の本件発言が本市に対する不法行為にあたり、違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実があるかどうか。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

- ・ 法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成25年11月25日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。
- ・ 請求人からは、新たな証拠の提出はなかった。
- ・ 請求人からの請求書の要旨を補足する陳述の内容は、次のとおりである。
- ・ そもそも今回の米国視察自体、一般市民には必要性等を十分検査しているようには思えない。米国視察は、市長自身が「行く」と言い出したから決定したことではないのか。
- ・ 外国から来たら困ると言われ、キャンセル料を支出しなければならなくなったのは市長の責任であると思う。
- ・ 今回の米国視察は、大きな意義をもっていた行事であると思う。それがなぜ中止になったのかといえば、米国から来てくれるなど言われ、行っても何の意味もないという状態に追い込まれたからである。
- ・ 大阪市という組織・費用を使った行事を、市長が潰したことは間違いない。
- ・ 市の行事を潰した以上、市長には損害賠償責任があるのではないか。

3 監査対象局等の陳述（8頁に詳述）

- ・ 経済戦略局、都市計画局及び政策企画室を監査対象局とし、平成25年12月3日に経済戦略局長、都市計画局長及び政策企画室長並びに関係職員より陳述を聴取した。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 旅費支出の根拠

- ・ 職員の旅費に関する条例（昭和32年大阪市条例第46号。以下「旅費条例」という。）第3条第1項において、職員が出張し、又は赴任する場合には、その職員に対し、旅費を支給すると規定されている。

(2) 海外出張の実施決議

ア 経済戦略局

(ア) 本件出張（市長及び職員の計5名分）

- ・ 平成25年4月12日付けで「米国（サンフランシスコ・ニューヨーク）への海外出張の実施、及び同経費の支出について」が起案され、市長の決裁がなされていた。
- ・ 見積業者の旅行代理店は5社とし、比較見積は航空賃について見積書を徴している。
- ・ 決裁の記載内容は次のとおりである。

出張期間 平成25年6月10日（月）～16日（日）7日間

出張先 アメリカ合衆国（サンフランシスコ・ニューヨーク）

- 支出予定金額とその内訳は次のとおりである。

支出予定金額	3,692,420円
内 訳	・特別旅費 2,522,420円 (航空賃1,689,400円、海外滞在費761,400円、旅行雑費63,300円及び国内旅費8,320円)
	・通信運搬費 160,000円 (タクシー代20,000円、国際電話代等140,000円)
	・手数料 50,000円 (外貨交換手数料)
	・筆耕翻訳料 400,000円 (通訳代)
	・使用料 100,000円 (会議室使用料)
	・船車賃借料 460,000円 (バス借上) (政策企画室の1名分が含まれている)
- 「出張理由」には、以下のとおり記載されている。
- アメリカ合衆国の大都市における経営手法についての意見交換、政策調査及び事例視察を行い、今後の大阪市の施策立案に役立てるとともに、姉妹都市サンフランシスコ市をはじめ両国との友好な関係を深め、自治体交流の促進を図る。
- サンフランシスコ市は、シリコンバレーの近くに位置し、全米でも随一のIT関係企業をはじめとしたイノベーション関係企業の集積地である。サンフランシスコ市はイノベーション産業を重点産業と位置づけしており、昨年2月に、イノベーションに関する今後の取り組みとその推進について発表し、同年10月には、毎年10月をイノベーション月間とすると発表するなど、同分野の振興を進めているところである。
- 大阪市においても、世界中の技術やアイデアをつなぎ、新たな価値を創造していくイノベーションプラットフォームをつくり、「イノベーションに開かれたまち」として起業の促進を含めて発展を目指す「大阪イノベーション宣言」を本年2月に大阪市長が宣言し、多くのメディアで取り上げられた。
- 具体的には国際化戦略総合特区に選定された「うめきた」地区をはじめ、環境・新エネルギー、ライフサイエンスなどの新分野で、成長産業分野におけるプロジェクトの創出や、ベンチャー企業の成長を支えるファンド創出及び特区進出企業への税の減免など、継続的にイノベーションが生まれる環境の構築を進めており、サンフランシスコ市の取り組みは、世界に通用するイノベーション拠点を目指す「うめきた」の取り組みや、大阪への企業誘致政策立案にあたり大変参考になると考える。
- また、世界的なイノベーションのメッカであるシリコンバレー地区において、グローバルイノベーション創出に向け関係する企業・政府機関や大学等研究機関との意見交換を行い、実際の現場を視察・調査する。また、それら企業のCEO等との交流を通して、大阪のグローバルイノベーション創出支援にかかる取り組みをPRするとともに、シリコンバレーの企業等とネットワークを構築し、うめきたでの取り組みや、市内中小企業等の海外販路開拓支援等につなげる。
- また、ニューヨークでは大阪市が現在取り組む事業の先駆的な施策が多いため、①みどりを活用した市街地再開発、②民間活力を利用した地域開発、③教育制度改革の3点を中心に、ニューヨーク市の経営手法についての意見交換、政策調査及び事例視察を行

う。

- ・ みどりを活用した市街地再開発については、大規模公園の管理運営手法、みどりを活用した既存の都市施設の再開発や再利用の事例等を調査する。また、ハイライン公園等、既存の都市施設の再開発や再利用事例を視察する。民間活力を利用した地域開発については、B I D政策調査とその具体事例を視察する。ニューヨークはB I Dの数が全米でも突出しており、現在も増加傾向にある。ニューヨーク市内の最大の予算規模を誇る「グランドセントラルパートナーシップ」等の視察を通して、B I D実施エリアと非実施エリアの違い、B I Dの成功事例について検証するほか、エンターテインメント公共空間管理型B I D「タイムズスクエアアライアンス」の視察により、観光振興策の知見を得る。また、教育改革で有名なブルームバーグ市長と面談し、教育改革とその成果について意見交換を行うとともに、実際の教育現場も視察し、義務教育から大学まで含めた大阪の教育制度全体の在り方を検討する上での知見を得る。
- ・ 以上の理由により、世界有数の大都市であるサンフランシスコ及びニューヨークを訪問し、都市間交流の深化を図るとともに、大都市経営手法や各種施策にかかる意見交換、政策調査及び参考事例の視察を行い、国内外から大阪に人材・資金・情報が集まる政策立案に向けた制度学習を目的として出張する。

(イ) 下見（職員2名分）

- ・ 平成25年5月9日付けで「アメリカへの海外出張命令及び同所要経費の支出について」が起案され、経済戦略局長事務取扱者の決裁がなされていた。
- ・ 見積業者の旅行代理店は3社とし、比較見積は航空賃について見積書を徴している。
- ・ 出張期間は平成25年5月30日（木）から6月2日（日）までである。また、支出予定金額とその内訳は次のとおりである。

支出予定金額	372,060円
内 訳	・特別旅費 322,060円 (航空賃173,000円、海外滞在費133,920円、旅行雑費10,780円及び国内旅費4,360円)
	・通信運搬費 50,000円 (タクシー代30,000円、国際電話代等20,000円)

イ 都市計画局（職員2名分）

- ・ 平成25年4月12日付けで「米国（サンフランシスコ・ニューヨーク）への海外出張の実施、及び同経費の支出について」が起案され、副市長の決裁がなされていた。
- ・ 支出予定金額とその内訳は次のとおりである。

支出予定金額	1,089,640円
内 訳	・特別旅費 530,640円 (航空賃279,700円、海外滞在費224,000円、旅行雑費22,580円及び国内旅費4,360円)
	・通信運搬費 104,000円 (インターネット接続代14,000円、国際電話代等70,000円及びタクシー代20,000円)
	・手数料 25,000円 (外貨交換手数料)
	・筆耕翻訳料 200,000円 (通訳代)
	・船車賃借料 230,000円 (バス借上)

(なお、手数料、筆耕翻訳料及び船車賃借料については、経済戦略局と折半している。)

ウ 政策企画室（職員1名分）

- ・ 平成25年4月12日付け経済戦略局長事務取扱者より政策企画室長あて依頼のあった、別添「市長の外国出張に係る職員の派遣について（依頼）」を受け、政策企画室では、平成25年4月12日付けで「米国（サンフランシスコ・ニューヨーク）への海外出張の実施について」が起案され、政策企画室長の決裁がなされていた。
- ・ 決裁の記載内容は次のとおりである。
 - 出張期間 平成25年6月10日（月）～16日（日）7日間
 - 出張先 アメリカ合衆国（サンフランシスコ・ニューヨーク）

(3) 行程及び出張内容

- ・ 出張日程等による本件出張の行程及び内容は、次のとおりである。
 - 1日目（6月10日（月））
 - 16時35分 関西国際空港発
 - 10時30分 サンフランシスコ着
 - 午後 現地企業訪問
 - 2日目（6月11日（火））
 - 10時00分 サンフランシスコ市長との意見交換等
 - 午後 現地企業訪問
 - 3日目（6月12日（水））
 - 8時50分 サンフランシスコ発
 - 17時30分 ニューヨーク着
 - 夕刻 在ニューヨーク総領事・大使ブリーフィング
 - 4日目（6月13日（木））
 - 10時00分 ニューヨーク市長との意見交換等
 - 14時00分 タイムズスクエアアライアンス（B I D事例）視察等
 - 5日目（6月14日（金））
 - 午前 ハイライン公園視察
 - 午後 ソフトウェアエンジニアリング高校視察
 - 6日目（6月15日（土））
 - 5時 45分 ニューヨーク発
 - 8時 56分 サンフランシスコ着（乗継）
 - 11時15分 サンフランシスコ発
 - 7日目（6月16日（日））
 - 14時35分 関西国際空港着

(4) 海外出張の取消（キャンセル）

ア 取消根拠

- ・ 旅費条例第3条第2項において、職員が旅行の出発前に旅行命令を変更され、若しくは取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のために既に支出した金額があるときは、当該金額のうち、その者の損失となった金額で市規則で定めるものを旅費として支給することができると規定されている。

- ・ これを受けて、職員の旅費に関する条例施行規則（昭和33年大阪市規則第9号。以下「旅費規則」という。）第6条において、旅費条例第3条第2項の規定により支給する旅費の額は、鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払もどし手続をとつたにもかかわらず、払もどしを受けることができなかつた額と規定されている。
- ・ また、旅費規則第10条第1項において、任命権者は、必要と認めるときは、既に発した旅行命令を変更することができる規定されている。

イ 取消決議

（ア）経済戦略局

A 本件出張

- ・ 平成25年5月29日付けで「職員の海外出張の取り消しについて」が起案され、平成25年5月30日付けで市長の決裁がなされていた。
- ・ 決裁の記載内容は次のとおりである。
- ・ 平成25年4月12日及び平成25年5月15日決裁済み「米国（サンフランシスコ・ニューヨーク）への海外出張の実施、及び同経費の支出について」を取り消す。
- ・ 理由：現在の状況において、当初の行政目的を達成することが困難であると判断し、出張を中止したため。

B 下見

- ・ 平成25年5月23日付けで「職員の海外出張の取り消しについて」が起案され、平成25年5月24日付けで経済戦略局長事務取扱者の決裁がなされていた。
- ・ 決裁の記載内容は次のとおりである。
- ・ 標題について、平成25年5月9日決裁済み「アメリカへの海外出張命令及び同所要経費の支出について」において決定した出張命令については、取り消すこととする。
- ・ 理由：6月10日から予定されている市長のアメリカ出張が、現在検討中となっていることから、事前調整としての本出張について取消すものである。

（イ）都市計画局

- ・ 平成25年6月3日付けで「職員の海外出張の取り消しについて」が起案され、平成25年6月7日付けで副市長の決裁がなされていた。
- ・ 決裁の内容は次のとおりである。
- ・ 平成25年4月12日決裁済み「米国（サンフランシスコ・ニューヨーク）への海外出張の実施、及び同経費の支出について」を廃案とする。
- ・ 理由：現在の状況において、当初の行政目的を達成することが困難であると判断し、出張を中止したため。

（ウ）政策企画室

- ・ 平成25年5月30日付けで「職員の海外出張の取り消しについて」が起案され、政策企画室長の決裁がなされていた。
- ・ 決裁の記載内容は次のとおりである。
- ・ 平成25年5月30日付け経済戦略局長より政策企画室長あて報告のあった、別添「外国出張の中止について（報告）」を受け、平成25年4月12日付け「米国（サンフランシスコ・ニューヨーク）への海外出張の実施について」の決裁を取り消すものと

する。

ウ 支出決議

(ア) 経済戦略局

- ・ 平成25年6月25日付けで「米国（サンフランシスコ・ニューヨーク）への海外出張の取消に伴う所要経費の支出について（航空券・宿泊取消料）」（支出負担行為決議）が起案され、平成25年7月22日付けで経済戦略局長の決裁がなされていた。

- ・ 決裁の内容は次のとおりである。

確定金額 544,580円

- ・ また、平成25年7月23日付けで、「米国（サンフランシスコ・ニューヨーク）への海外出張の取消に伴う所要経費の支出について（航空券・宿泊取消料）」（支出命令情報）が起案され、平成25年7月24日付けで経済戦略局総務課長の決裁がなされていた。

(イ) 都市計画局

- ・ 平成25年6月25日付けで「米国（サンフランシスコ・ニューヨーク）への海外出張の取消に伴う所要経費の支出について（航空券・宿泊取消料）」（支出負担行為決議）が起案され、平成25年7月22日付けで都市計画局長の決裁がなされていた。

- ・ 決裁の内容は次のとおりである。

確定金額 149,160円

- ・ また、平成25年7月23日付けで「米国（サンフランシスコ・ニューヨーク）への海外出張の取消に伴う所要経費の支出について（航空券・宿泊取消料）」（支出命令情報）が起案され、平成25年7月24日付けで都市計画局総務担当課長の決裁がなされていた。

(ウ) キャンセル料の支出について

A ホテル代

（本市5名分（市長、経済戦略局職員2名、政策企画室職員1名及び都市計画局職員1名）及び他団体1名分）

- ・ ホテル代に対するキャンセル料は合計499,733円（海外送金手数料6,500円は含まない）であり、この金額が支払われた事実を、外国関係計算書により確認した。
- ・ このうち公費で256,840円が支払われている。

B 航空券（本件出張）

（6名分（市長、経済戦略局職員3名及び都市計画局職員2名）

- ・ 航空券（本件出張）に対するキャンセル料は合計365,100円であり、出張者が各自の分を支払った事実を、各人あての領収書等により確認した。
- ・ これらの費用はすべて公費により支払われている。

C 航空券（下見）（経済戦略局職員2名分）

- ・ 航空券（下見）に対するキャンセル料は合計71,800円であり、出張者が各自の分を支払った事実を、各人あての領収書により確認した。
- ・ これらの費用はすべて公費により支払われている。

(5) 主な経過

- ・ 平成25年

4月12日 出張命令決議（3局）

- ・ 同年5月9日 出張命令決議（下見）（経済戦略局）
- ・ 同年5月13日 橋下市長発言
- ・ 橋下市長は、市役所において、記者団に対して以下の発言を行った。
- ・ 「銃弾が飛び交う中で命をかけて走っていく時に、精神的に高ぶっている集団に休息をさせてあげようと思ったら、慰安婦制度が必要なのは誰でも分かる。」
- ・ 「普天間飛行場に行った時、『もっと風俗業を活用してほしい』と言ったら、米海兵隊司令官は凍りついたように苦笑いして『米軍では禁止している』と。」
- ・ 同年5月24日 出張取消決議（下見）（経済戦略局）
- ・ 同年5月30日 出張取消決議（経済戦略局・政策企画室）
- ・ 同年6月7日 出張取消決議（都市計画局）
- ・ 同年7月22日 キャンセル料支出負担行為決議
- ・ 同年7月31日 キャンセル料支出完了

2 監査対象局等の陳述

- ・ 経過としては、本市では、民間の活力を利用した地域開発など、米国における先進事例を調査するほか、訪問都市との交流を深めるとともに、現地企業等との連携の可能性を探ることを目的に、橋下市長を団長とする公式訪問団を組織し、6月10日から16日の予定で訪米し、サンフランシスコ市・ニューヨーク市を訪問することとしていた。
- ・ しかし、5月13日の橋下市長の政治家としての発言以降、訪問予定先のアポイントメント調整が困難になり、また、現地での安全面の確保等を考慮すると、所期の行政目的を達成することは困難になったことから、5月28日に市長が訪米の中止を表明した。
- ・ こうした経過を受け、市長及び随行者の旅行命令について取り消しを行い、7月31日付でキャンセル代の公費支出を行った。
- ・ 請求に対する見解であるが、請求人は、橋下市長がその違法不当な言動により市の訪米視察計画を潰したものであり、即ち市長の不法行為により訪米企画を破壊して何の益もないキャンセル料を支払わせてしまったなどと主張している。当該言動に関しては政治家として行われたものであるが、法規範に照らしても違法性はなく不法行為には当たらないと認識しており、したがって損害賠償事案には該当しないと考えている。
- ・ なお、キャンセル代支出の手続き面についてであるが、公務での旅行には旅行命令が必要であり、旅費は旅費条例等の規定により支給するが、出発前に旅行命令が取り消された場合、そのキャンセル料は、同条例3条2項の規定に基づいて支給することができることになっている。
- ・ 今回の出張は、前述の理由により、旅行命令の取り消しを行った上で、キャンセル料を公費で支出したものであり、市条例・規則に基づいた公費支出であり、手続きの違法性もないと考えている。

3 判断

- ・ 以上のような事実関係の確認、監査対象局の説明等に基づき、本件請求について次のように判断する。
- ・ 本件請求においては、市長が慰安婦問題及び米国海兵隊に関する発言をしたことが本市に対する不法行為にあたり、本市に損害賠償請求権が発生していることが明らかであるにもか

- かわらず、債権を行使していない場合は、不行使を正当化する特段の事情がない限り、財産（債権）の管理を怠るものとして違法となるというべきである。
- この点、監査対象局は、当該言動に関しては政治家として行われたものであり、違法性はなく不法行為には当たらないと認識しており、損害賠償事案には該当せず、キャンセル料の公費支出についても、旅行命令の取消を行った上で支出したものであり、条例、規則に基づくものであって、手続き面での違法性もない旨説明する。
 - ところで、不法行為による損害賠償については、民法（明治29年法律第89号）第709条において、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」とされ、不法行為の成立要件としては、①故意又は過失、②権利・利益侵害（違法性）、③損害の発生、④因果関係のすべてを満たすことが必要とされている。
 - 「損害の発生」及び「因果関係」について
 - これまでの事実経過の確認、関係局から聴取した内容等から判断すると、市長等が予定していた米国視察が、市長の発言により断念せざるを得なくなったことは明らかであり、視察中止に伴うキャンセル料の支出が本市の損害にあたることから、不法行為の成立要件とされる、③損害の発生、④因果関係を満たすものというべきである。
 - 「故意又は過失」の存否について
 - 本件米国視察に係る決裁等から窺える視察目的や市長が本件発言後も訪米に意欲を示していたこと等を考えると、市長が公務としての出張を断念せざるを得ないような状況が発生する結果を認識しながら当該発言をしたとまでは認められず、故意はないというべきである。
 - また、過失については、抽象的ないし客観的に、行為者と同様の立場にある者や事業者に要求される結果回避義務を問題とし、それが尽くされていないこと、すなわち結果回避義務違反と理解されており、過失の成立には、結果回避義務違反の前提として結果の予見可能性を要し、結果発生の予見とは、内容の特定しない一般的・抽象的な危惧感ないし不安感では足りないとされている。
 - この点、今回の請求の対象となっている市長等の米国視察については、実施決裁において、アメリカ合衆国の大都市における経営手法についての意見交換、政策調査等を行い、今後の大阪市の施策立案に役立てることが目的とされており、サンフランシスコ市長及びニューヨーク市長との意見交換を始め、企業・政府機関等との意見交換も行うことが企画されていたものである。
 - また、一方で、請求人が不法行為の対象としている市長の発言は、「慰安婦は必要だった」とする慰安婦問題に関するもの、また「海兵隊の為にもっと日本の風俗を活用して」とする米国海兵隊に関するものであり、仮に、これらの発言に対し、一般的に米国民等から批判が寄せられる可能性のあることが予見できたとしても、予定していた視察の目的や意見交換の内容等をみた場合、これらと本件発言に直接的或いは具体的な関連性が存在するとまでは言い難く、本件発言によって訪問予定先のアポイントメント調整が困難となり、公務としての出張を断念せざるを得ないような状況が発生する結果となることまでも予見できたとはいえない。
 - そうすると、本件発言については、結果回避義務違反の前提となる、結果の予見可能性までも認めることはできないというべきであり、不法行為の成立要件である過失は存在しないといわざるを得ない。

- ・ 「違法性」について
- ・ 監査対象局は、当該言動に関しては政治家として行われたものであり、違法性はない旨説明するが、今回の請求の対象となっている本件発言の違法性は、発言者の地位や立場によってのみ判断されるものではなく、発言した時の状況や発言の対象、またその発言内容等により、不法行為としての違法性を判断すべきものである。
- ・ 本件の場合、米国視察を断念せざるを得ない状況が発生したのであるから、本件発言が不適切とは十分いい得るとはしても、本件発言の違法性の判断は、侵害された利益の性質や重要性、侵害の程度、加害者の立場、地位等、諸要素を総合考量すべきであり、経験則の多様性や法令解釈の相対的性格等に照らすと、判断には相当程度の幅があり、結論が一義的に定まるとは限らないのであって、本件の場合、明らかに違法性があるとまではいいきれない。
- ・ 以上のことからすると、請求人が主張する市長の本市に対する不法行為の成立は認められないことから、本件請求はその前提を欠くものというほかない。

4 結 論

- ・ 以上の判断により、請求人の主張には理由がない（棄却）。

(意見)

- ・ 本件請求についての判断、結論は前記のとおりであるが、今回の米国視察については、その行政目的を達成すべく、訪問先とも調整を行いながら相当期間をかけて計画してきたものであるにもかかわらず、請求人の主張にもあるとおり、市長の発言により、現に米国視察を断念せざるを得なくなる状況を招いたことは事実であり、大都市の経営手法や教育制度等の諸課題についての意見交換を通じて、今後の本市の施策立案の参考にするという所期の行政目的が達成できなかったことは、極めて遺憾である。
- ・ また、訪米中止により発生したキャンセル料を公費で負担したことについては、その財源が市民の税金であることから、多くの市民から厳しい批判が寄せられるのは当然というべきであり、市長はその責任を十分認識する必要がある。
- ・ 市長には、その地位や立場からも、市民の信頼を失墜することのないよう、自身の発言や行動について、その影響に十分配慮し、今後、市政の円滑な運営に当たられることを切に望むものである。